

生活保護受給者との用地交渉について

仁木 啓太

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 用地課 (〒640-8227和歌山県和歌山市西汀丁16)

日本経済は、バブル崩壊以降の長引く不況下で成長は鈍化し、失業率は上昇するなど国民生活の水準は低下傾向が続いている。生活保護（以下「保護」という。）世帯も増加し、2015年末の被保護世帯数は163万世帯となっており、1951年の調査開始以降最高水準となっている。

用地交渉においても、地権者・権利者が生活保護受給者であるケースが見られ、補償金を受け取ることで、保護費の返還、保護の停止・廃止が発生する可能性もある。最近の和歌山河川国道事務所での事例をもとに補償契約の締結に至るまでに留意すべき事項を考察する。

キーワード 用地交渉、保護制度、保護の停止・廃止、用地職員の支援

1. 和歌山河川国道事務所の事業概要

(1) 河川事業

河川事業では、紀の川の河口から奈良県五條市までの約60kmと、支川貴志川の紀の川合流地点から約6kmまでの区間の改修・維持管理を行っている。

無堤部は6箇所あり、和歌山県九度山町九度山地区、奈良県五條市二見地区、野原西地区の3箇所で開催されている。また、狭窄部は3箇所あり、和歌山県岩出市の岩出狭窄部対策に今年度より着手する。

河川の改修により、地域の安全・安心が確保され、新たな人の流れや経済活動が生まれることによる地域の活性化が期待されている。



紀の川 奈良県五條市

(2) 道路事業

道路事業では、国道24号・26号・42号の改築・維持管理を行っている。

主な事業として、京奈和自動車道の整備を行っている。京奈和自動車道は、京都、奈良、和歌山を結ぶ高規格幹線道路であり、平成元年から整備を進めている。和歌山県内の延長約40kmのうち約35kmが開通済みであり、今年度の全線開通を目指す。

周辺には県内最大規模の工業団地である紀北橋本エコヒルズや世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする観光地、生産量日本一の「かき」等の農作物といった資源を有しており、広域ネットワークを形成することで、それらの資源を生かし、人・モノ・文化の交流による和歌山県の活性化が期待されている。

その他、国道26号と並行する第二阪和国道、国道42号の改築事業では、慢性的な渋滞の解消や災害時の交通機能の確保が期待されている。



建設中の京奈和自動車道

2. 保護制度

(1) 制度の概要

保護制度は、生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な生活を保障するとともに、世帯の自立を助長する制度である。

被保護世帯数は2015年末に163万世帯となっており、増加の背景として高齢化や失業の長期化が原因であると考えられている。

生活保護法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 保護の開始

生活困窮という事態は世帯員のある特定の個人について現れるものではなく、世帯全体に同じ程度において現れることから、保護は原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされている。世帯員全員がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが受給の前提である。利用し得る資産とは、例えば生活に利用されていない土地・家屋等であり、これらは売却等をして生活費に充てることになる。

保護は世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に適用される。支給される保護費は地域や世帯の状況によって異なる。保護には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助があり、支給内容は表-1のとおりである。

(3) 保護の停止

被保護世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6ヶ月以内に再び保護を要する状態になることが予想される場合は停止となる。

(4) 保護の廃止

被保護世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められる場合は廃止となる。

生活保護法

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。

表-1. 保護の内容

扶助の種類	生活を営む上で生じる費用	支給内容
生活扶助	日常に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	基準額は、 1. (1) 食費等の個人的費用 2. (2) 光熱費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
住宅扶助	アパート等の家賃	定められた範囲内で実費を支給
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費	定められた基準額を支給
医療扶助	医療サービスの費用	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護扶助	介護サービスの費用	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産扶助	出産費用	定められた範囲内で実費を支給
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用	定められた範囲内で実費を支給
葬祭扶助	葬祭費用	定められた範囲内で実費を支給

(4) 保護費の返還

本来、資力（生命保険、土地、家屋、交通事故の補償金、年金を受ける権利など）があるのに、緊急のためなどやむを得ない理由で保護を受けたときは、保護費（医療費等を含む。）を遡って返還することになる。

生活保護法

（費用返還義務）

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(5) 用地交渉との関係

用地交渉の相手方が保護受給者であるケースとは、どのような場合が考えられるか。

1つ目は生活に利用している土地・家屋が用地取得の対象となる場合である。用地取得の対象となる家屋の借家人が保護受給者である場合も考えられる。

2つ目は生活に利用していない土地・家屋を相続で取得し、これらが用地取得の対象となる場合である。

3. 保護受給者との用地交渉の経緯

(1) 用地交渉の開始

和歌山河川国道事務所（以下「当事務所」という。）のケースは、相続により権利を取得した土地が用地取得の対象となった。事業に必要となる土地は一部であり、用地取得後も残地が存することになる。

相手方は一人暮らしの高齢者であり、病気のため施設に入居していた事もあって医療費が月に数十万円ほど必要であり、保護費は医療費を含めた額が支給されていた。加えて相手方には少額の借金があった。

用地交渉の中で、相手方は、補償金が得られたとしても長い目で見た時に生活が今後も成り立っていくのか不安であり、補償金がなくなった時、再度保護が受けられるのか心配だと言われた。

そして、補償金を得ることで不利益とないことが契約の条件であると言われた。

(2) 補償金が入ることによる懸念

補償金が入ることにより、保護の停止や廃止となる可能性がある。保護が停止や廃止になる場合とは①働いて得た収入が基準を超えた場合と②臨時収入があった場合が考えられる。補償金は②臨時収入となる。

当事務所のケースでは、相手方からの強い要望を受けて、用地職員が区役所へ保護の受給要件等について確認・協議することとなった。本来は、相手方自身が区役

所に赴き相談すべき事であるが、相手方からの強い要望もあり、用地協議を円滑に進める為、用地職員が区役所に確認に赴いたものである。

(3) 区役所への確認

確認の結果、保護が廃止になるのは概ね保護費の6ヶ月分以上を得た場合であり、6ヶ月に満たない場合は停止や支給なし、減額の措置になるとの回答を得た。

保護の廃止の効果は、生活保護受給者でなくなり、再度申請する場合は一から再審査となるとのことであった。また、保護の停止の効果は、廃止と同様であるが、再申請すれば支給開始となる。ただし、再申請は6ヶ月が有効期限であるとのこと。再申請は資力が無くなった時点で行けるとのことであった。

(4) 区役所との協議の結果

当事務所のケースでは、補償金額は数百万円であったが、返還すべき保護費用は補償金額を軽く上回っており、今後も生活環境に変化がないため、補償金全額を返還することで保護は継続する事になった。

少額の借金の取扱いについては、今後、相手方と区役所とで協議することとなった。

残地は処分が困難という理由で「利用し得る資産」とならなかった。

協議の結果を受けて、補償金を受け取っても、保護には不利益にならない事が判明したため、用地契約の締結に至った。

4. 用地職員の支援と留意すべき点

当事務所のケースでは、用地職員が区役所へ確認・協議するという形を取った。

用地職員として、保護に関する専門的知識が乏しい上に保護に関する決定権限もないため、保護行政への確認・協議は相手方が直接相談することをお願いしているところである。

しかし、この相手方が補償金を得たことを区役所に知らせなかった場合、補償金を返納せずに、全額受領する可能性がある。

それが不正と見なされ、保護が廃止され、路頭に迷う事も考えられる。

また、用地職員も相手方の今後の生活よりも、公共事業の進捗を優先させたと非難を受けることも考えられ、区役所と協議する方針をとった。

当事務所のケースでは、補償金全額を返納することで保護は継続され相手方に不利益になることはなかったが、補償金額や保護受給額、住んでいる市町村によっては、保護の廃止に繋がることもある。

原則的に、相手方が直接相談するよう説得することは当然であるが、支援が用地交渉を進めるうえで必要にな

る場合もある。

一方で、専門的知識不足、判断が出来ない立場にあることから協議・確認結果について、用地職員に対して責任が問われる可能性もあるので、慎重に協議や問い合わせを進めるべきである。

5.他の事例より

近畿地方整備局の過去の事例を考察する。この事例では借家人が保護受給者で、補償金を得たことで、保護費が減額されたものである。この借家人は契約締結し移転も完了した後、「補償金が原因で保護費が減額された。保護費が減額されるとは説明を受けていない。何とかして欲しい。」という苦情を受けることとなった。

しかし、用地職員は、この借家人が保護受給者であることは苦情が入った時に初めて知った。

このように用地交渉の中で、相手方が保護受給者であるか否かを確認できないまま、契約締結に至る場合もある。そこで、保護への影響については、一般的な説明として障害者福祉年金や老齢福祉年金等の無拋出の年金の

支給制限と併せて事前に説明することが改善点であると考えられる。

6.まとめ

保護受給者の増加により、用地取得の場面でも、相手方が保護受給者であるケースは今後も予想される。

補償金を得ることで、保護はどう影響を受けるのか、保護受給者が懸念するところであり、円滑な用地取得へ向けては、用地職員が自ら確認・協議をしないと契約締結に至らないことも考えられる。

ただし、用地職員がどこまで確認し、協議するかは、個々の案件で見極める必要がある。

確認し、相手に伝えた内容が、結果、間違っていたと判明すれば用地職員自身の責任を問われることになる。

また、保護受給者であることが契約前に判明するとは限らない。補償金を得ることにより保護への影響があるかもしれないことは、用地取得の相手方全員に説明する必要がある。

本論文が、今後の用地交渉の参考になれば幸いである。